

日 時 令和3年1月22日（金）

午後3時30分～午後4時40分

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

令和2年度 第4回東京都公園審議会

会議録

○園尾管理課長 ただいまより令和2年度第4回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、建設局公園緑地部管理課長の園尾でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、Z o o mを用いたテレビ会議形式による開催とさせていただきます。

高梨会長並びに一部の幹事につきましては、東京都庁の第二本庁舎 31 階特別会議室にお集まりいただいておりますが、その他の委員の皆様におかれましては、テレビ会議でご参加いただいております。委員の皆様には何かとご不便をおかけするかと思いますが、何とぞご理解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の審議会でございますが、16名の委員の皆様のうち、13名の出席を頂戴しております。東京都公園審議会条例第8条の規定に基づく、定足数の半数でございます。8名を超える委員の出席をいただいておりますので、出席の委員の皆様で審議に入らせていただきたいと思います。

本日の審議会は「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第3に基づきまして、会議を公開で行うこととしております。

傍聴者の傍聴を認めておりますので、あらかじめご了承ください。本日、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴者の間隔を十分に空ける座席配置とするため、傍聴者は別室にて審議の状況を視聴いただくようにしております。

また、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第8によりまして、報道関係者の取材をお受けしております。議事が始まる前まで撮影及び録音を認めますので、その旨もご了承ください。

続きまして、Z o o mによるテレビ会議に当たってのお願いがございます。ご発言される場合を除きまして、お手元のパソコン端末などのミュート機能をオンにさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ご発言いただける際には、ミュート機能をオフにいただきまして、挙手いただき、お名前をおっしゃってからご発言くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

何とぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、本日、皆様にご覧いただく資料につきましては、Z o o mの画面上にて表示させていただきます。

それでは、審議会の開催に当たりまして、建設局長の中島高志よりご挨拶申し上げます

○中島建設局長 建設局長の中島でございます。高梨会長をはじめ、委員の皆様にはお忙しい中、東京都公園審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、昨年6月に諮問し、これまで3回の審議を重ねてまいりました都市計画練馬城址公園の整備計画につきまして、中間のまとめをご審議いただきます。

本公園につきましては、これまでのご審議を踏まえ、「都民に親しまれてきた土地の歴史・風土、緑豊かな自然を生かし、多様な主体と連携して、社会の変化に応えながら創りあげる公園」を目指していきたいと考えております。

本日ご審議いただいた後、パブリックコメントを実施いたしまして、都民の皆様から広くご意見を募集してまいります。今後とも東京都の公園緑地行政につきまして、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○園尾管理課長 本日は、画面にお示しさせていただきます委員の皆様にご出席をいただいております。

また、本日は代理出席の委員がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。国土交通省都市局公園緑地・景観課長の五十嵐康之委員は本日ご欠席のため、代理で公園緑地事業調整官、舟久保敏様にご出席をいただいております。

公園審議会幹事につきましては、画面にお示ししました東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございます。

なお、恐縮でございますが、建設局長につきましては、公務のためここで退席をさせていただきます。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

恐れ入りますが、これより議事に入りますので、報道関係の皆様におかれましては撮影、録音はなさらないようお願いを申し上げます。

審議の進行につきましては、高梨会長、よろしく願いいたします。

○高梨会長 高梨です。皆さん、こんにちは。

今日は、Webによるご参加を委員の方々にしていただいております。円滑な審議にご協力をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは早速でございますが、お手元でございます次第のとおり、議事に入らせていただきたいと思えます。

本日は、「都市計画練馬城址公園の整備計画について（中間のまとめ）」についてご審議をいただくものでございます。前回、11月30日の審議会で委員の皆様から多面的なご意見をいただいたものでございまして、それを踏まえて、事務局で中間のまとめを作成したところでございます。

それでは、事務局より中間のまとめの（案）について説明をお願いいたします。

○坂下計画課長 公園緑地部計画課長の坂下でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

では、私のほうから「都市計画練馬城址公園の整備計画について（中間のまとめ）」について説明させていただきます。

こちらは昨年6月に諮問いたしまして、これまで3回の審議をいただいたところです。これまでのご意見を踏まえ、中間のまとめを取りまとめましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今回は中間のまとめとして全体のまとめとなることから、これまでの審議会で説明した内容とも重なるところがございますが、ご了承ください。

まず初めに、整備計画を検討していくのに当たりまして、計画区域やその周辺の状況などの概要を幾つか取りまとめております。

まず、1ページ目でございます。都市計画練馬城址公園につきましては、練馬区中央部に位置し、昭和32年に都市計画決定された面積26.66haの都市計画公園でございます。左図面、赤い線で囲まれたエリアが計画区域となっております。

こちらにつきましては、東京都が平成23年の都市計画公園緑地の整備方針において、東日本大震災を契機として、防災の観点から練馬城址公園を重点公園に位置付け、さらに、としまえんの敷地を対象に優先整備区域を設定いたしまして、事業化を行っていくことといたしました。

また、この計画区域は、南東側には西武鉄道、あるいは、都営地下鉄大江戸線の豊島園駅からほど近いところに位置しまして、また周辺の道路で申し上げますと、東側、緑色の南北に豊島園通り、また西側には都市計画道路補助第133号線が計画されている立地状況になってございます。

続きまして、2 ページ目となります。計画区域やその周辺の概要をまとめてごさいます。左下の図面をご覧ください。赤い線で囲まれたエリアが計画区域でございませう。計画区域内に東西に石神井川が流れており、石神井川に沿って下流部には城北中央公園、上流部には石神井公園などが整備され、これらの大規模な都立公園などと河川でつながるような位置にあります。

また、計画地の周辺には大小の公園や生産緑地、街路樹など、数多くの緑が存在し、これらと相まって、本公園は水と緑のネットワークを強化する新たな緑の拠点ともなる位置にございませう。

また、右下図、ご覧ください。防災上の観点から現況を示したものでございませう。赤く塗られた範囲、かつての豊島園のエリアでございませうが、こちらは東京都震災対策条例に基づく避難場所に指定されておられます。

さらに、左上の赤い丸の部分、こちらは災害時臨時離着陸場候補地となつてございませう、緊急時のヘリポートとして指定されてございませう。また、左下青丸の位置には、防災井戸が練馬区により指定されておられ、災害時に活用されることとなつてございませう。

続きまして、計画区域の歴史的な背景を取りまとめてございませう。

計画区域内には、室町時代に豊島氏が築いた練馬城の城跡が地下遺構として残つておる部分でございませう。こちらは都指定の旧跡に指定されてございませう。また、左側の図です。大正 15 年には石神井川沿いの景勝地を生かして、「練馬城址豊島園」が実業家の藤田氏により開設されたところでもございませう。園内には、噴水や花壇、ボート池などが作られ、東京市民のための体育の奨励や演芸趣味の普及を図ろうとされたものです。右図をご覧ください。その後、所有者や施設の内容を変えながら、昨年 8 月末にとしまえんは閉園いたしましたがつ、それまでの間、90 年以上にわたり遊園地として都民の憩いの場となり、にぎわいをもたらした場所ともなつてございませう。

こうした周辺の状況等も踏まえまして、本公園のテーマ及びコンセプトを設定させていただきます。

テーマでございませうが、水色の塗られた部分に示してございませうが、「都民に親しまれてきた土地の歴史・風土、緑豊かな自然を生かし、多様な主体と連携して、社会の変化に応えながら創りあげる公園」といたしました。前半部分の都民に親しまれてきた土地の歴史・風土、これらにつきましては、先ほどの室町時代の練馬城の築城や、

大正時代の練馬城址豊島園、また、つい最近まで都民に親しまれてきた遊園地の「としまえん」、こうした長きにわたって人々にぎわった土地の歴史・風土、あるいは豊かな自然、そういったものを大切にしていきたいということを示しております。また、後半部分の多様な主体と連携して、社会の変化に応えながら創りあげる公園、こちらにつきましては、これまでのご審議のご意見を踏まえるとともに、現在のコロナ禍において、身近な公園の存在や価値が見直され、多様な利用が生まれてきているように、これからの様々な社会の変化にも柔軟に対応をしていく公園としたい、そういったことから、このような表現とさせていただきます。また、多様な主体との連携や社会の変化に応えるということを大きなキーワードといたしまして、地元練馬区民を中心に、多くの都民、幅広い年代の方、あるいは障がい者の方々、多様な方が参加すること、また地元企業など民間事業者、そういったものも含めて、この公園が地域のコミュニティーのつながりの中心となって、幅広い方々の生活の中の一つに加わっていく、そういったものを目指したものでございます。

このテーマを実現するため、「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」という3つの視点からコンセプトを設定しました。

1つ目のコンセプト、緑と水の観点からは、緑色で着色している部分でございます。「豊かな緑と川のせせらぎを感じる中で、人々が憩い、安らぐことのできる空間づくり」といたしまして、具体的には、既存の樹林地を生かすことや、石神井川沿いの連続的な水辺空間の創出、周辺の公園などにつながる緑と水のネットワークの強化としてございます。

2つ目としては、防災の観点から「人々が迅速に避難でき、地域の防災機能の向上に繋がる拠点づくり」としております。具体的には、広場空間の確保による防災機能を早期発見、災害応急や避難のための防災施設の整備、周辺からの円滑な避難動線の確保としております。

3つ目といたしまして、にぎわいの観点から「都民に親しまれてきた土地のにぎわいを醸し出し、人々が集い交流を生む空間づくり」としてございます。具体的には、土地の歴史的な背景を生かして、地域連携による人々の活気と交流の創出、民間連携による多面的な使い方ができる空間、このようなものを考えてございます。

次に、ゾーニングでございます。先ほど説明させていただきましたテーマ、コンセプトに基づき、AからEまでの5つのゾーンを区分して示しております。

計画区域の北西、赤色の部分です。花のふれあいゾーンと設定しております。また南東側、青緑色の部分をエントランス交流ゾーン、石神井川沿いの部分を、川辺の散歩ゾーン、石神井川の南側、オレンジ色のところですが、人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーン、石神井川の北側、薄い緑色となっております。こちらはにぎわいアクティビティゾーンと設定いたしまして、このそれぞれのゾーンの中に、合計8か所のエリアも設定させていただいております。また、これら5つのゾーン全体において、図上で点線で示しておりますが、周辺からの利用や各ゾーンの利用とつながりを考慮して利用動線を設定するほか、区域内や区域の外周部に快適な利用のための園路を設けてまいります。防災面からも、各ゾーンに出入口を複数設け、周辺からの避難を円滑に受入れる避難動線を確保いたします。公園内の施設整備・管理運営に当たりましては、民間事業者とも連携し、多面的な使い方ができる取組を行ってまいります。

次に、各ゾーンの内容についてご説明させていただきます。

まず、花のふれあいゾーンです。こちらは前回と同様の内容となっております。

四季折々の花に囲まれた憩いの場で、イベントや花とのふれあいを楽しむことができる活気とにぎわいのある空間としてございます。この中に花のふれあいエリアを設定し、花畑に囲まれた広場で花とのふれあいや様々なイベント、そういうものを楽しむエリアとしてございます。このゾーンにおける機能発現のための必要な要素といたしましては、「緑と水」、「広域防災」、「にぎわい」、この3つの観点から示してございます。まず、緑と水でございますが、四季折々の花による景観、また前回の審議会のご意見等も踏まえまして、開放的な草地の空間というものを設けてございます。また、広域防災拠点においては、避難のためや緊急車両の出入口、災害時の避難・活動場所、都立公園では避難場所となる場合、防災トイレや非常用照明など、様々な防災施設の整備を行って機能向上を図っております。そのため、今回、避難・活動時に機能する防災施設という項目を追加してございます。また、にぎわいでは、花を生かした安らぎ・憩いやふれあいの場、地元の観光や産業を生かした魅力発信の場、多様な世代が楽しむイベント開催の場などを設定してございます。これらの要素を具体化するためのゾーンを特徴付ける施設の案といたしましては、下の表になっている一覧でございます。花々が楽しめる花畑、災害時には避難・活動場所として機能する草地広場、マルシェ等のイベントを開催して交流を創出するイベント広場、周辺地域の観光や産業等PR拠点となる交流拠点、このゾーンについては都市計画道路とも接して

いることから、車の利用者の利便性を図るため駐車場を整備し、こちらでは災害時の緊急車両出入口、災害時のヘリポート活動拠点としての活用も想定してございます。

続きまして、エントランス交流ゾーンです。こちらは豊島園駅に隣接している区域でございまして、多くの人々が訪れる公園の玄関口であり、人々が集い、交流を生み出す空間としてございます。ゾーンの中には2つのエリアを設定し、集いと交流エリア、日本庭園エリアを設置しております。集いと交流エリアでは、公園の顔として園内利用の拠点となり、人々が集い、木漏れ日の中で飲食を楽しむエリアとし、日本庭園エリアでは、伝統的な日本の庭園美を感じながら様々な交流を生むエリアとしております。このゾーンにおける機能発現のための必要な要素として、3つの観点から、緑と水では木陰の空間、日本庭園の景観、井戸水を生かした水辺空間。広域防災拠点では、歩行者の避難出入口や災害時の避難・活動場所、また先ほどと同様に、避難・活動時に機能する防災施設を加えてございます。にぎわいでは、木陰の中での憩いや交流の場、庭園による伝統技術や文化を感じる場、そのほか飲食や園内利用の情報発信などを設定してございます。これらの要素を具体化するため、ゾーンを特徴付ける施設の案としましては、一番下の一覧表になってございますエントランス広場、日本庭園、飲食スペース、この土地の歴史や公園利用の情報発信、提供を行う管理所・案内所、こういったものを想定してございます。

続きまして、川辺の散策ゾーンでございます。こちらは計画区域中央部の石神井川沿いに設定したゾーンでございまして、川沿いの桜並木の下で、水の流れや川風を感じる快適な空間としております。ゾーンの中には川辺の散策エリアを設定してございます。これらの機能を発現するための必要な要素として、緑と水の観点では、桜並木や水辺に近づくことのできる親水空間。広域防災拠点では、避難のための緊急車両の出入口。にぎわいでは、散策やランニング、休憩できる場、川を眺めながら飲食を楽しむ場などを設定いたしました。これらの具体化するためのゾーンを特徴付ける施設の案としましては、下の一覧表になってございます。散策路や桜並木、休憩施設、こういったものを配置していきたいと考えてございます。

続きまして、Dの人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーンでございます。石神井川の南側、計画区域の南西部に位置しております。こちらも前回と同様でございまして、起伏に富む地形や自然を生かした、城や遊園地が積み重ねてきた文化やにぎわいの歴史を伝える憩いの空間と設定いたしました。ゾーンの中には2つのエリアを設定し、緑



と水の憩いエリア、こちらでは開放的に広がる草地や起伏に富む地形を生かした流れ等の自然環境に触れ合うエリアといたしました。また、前回の審議において、様々な社会の変化に応じていく点から、フレキシブルに可能性のあるエリアとのご意見もいただいております。ここでは開放的に広がる草地というものを付け加えさせていただきました。また、練馬城跡の歴史エリアでは、「練馬城址豊島園」開設の歴史を伝えるエリアとして、練馬城の地下遺構を保全しながら取り組んでまいりたいと思います。このゾーンにおける機能発現のための要素といたしましては、緑と水の観点からは、開放的な草地の空間、起伏に富む土地の景観、城跡、斜面林に残る自然植生、井戸水を生かした湿地環境などを掲げてございます。広域防災拠点では、避難のためや緊急車両の出入口、災害時の避難・活動場所、またこちらにおきましても、避難・活動時に機能する防災施設というものを加えてございます。にぎわいでは、土地の歴史や文化を学ぶ場、水辺や草地の自然とのふれあう場、飲食を楽しみ、花による安らぎ・憩いの場なども設定してございます。これらの要素を具体化するため、ゾーンを特徴付ける施設の案としましては、下の一覧表となっております。先ほどエリア説明の修正に合わせて、草地広場というものを名称を変えて設定させていただいております。さらに、この草地広場の中には、計画テーマの「親しまれてきた土地の歴史・風土を生かし」という項目を踏まえまして、遊園地の記憶を伝える遊具広場というものも追加いたしました。そのほか、水遊びができ、水生植物や水生観察が楽しむことができる流れや池、練馬城跡を彩る花畑、そういった周辺施設等を想定してございます。

続きまして、にぎわいアクティビティゾーンでございます。

こちらは段階的な公園整備に合わせて、民間事業者がスタジオツアー施設を運営し、民間事業者と連携したにぎわいの創出を行い、公園としてもにぎわいを生み出していくというゾーンでございます。このゾーンでは、森のアクティビティエリア、アウトドアレクリエーションエリアという2つのエリアを設定してございます。こちらでは、このゾーンの機能を発現していく必要な要素として、下の一覧表にございますが、草地広場として広がりのある緑の空間、災害時の避難活動として使えるような場所、水遊び場、樹林地、アスレチック施設、キャンプ場など野外の中で様々な活動が行える場、こういったものを整備していきたいと考えてございます。

以上のゾーンの考え方を踏まえまして、それを具体化した場合の1つのイメージ案として示した計画平面図となっております。各ゾーン一部修正に合わせて、平面図も一部修正させていただいております。1つのイメージ案として捉えていただきまして、参考的にご覧いただければと思います。

次に、段階的な公園整備の概略についてご説明いたします。

本公園は、非常に大きな面積の公園でもあることから、整備について計画区域全体を一度に、かつ短期間に行うことは、なかなか難しい状況でございます。東京都といたしましては、段階的な公園整備を進めて、早期に公園機能の発現に取り組んでいきたいと思っております。こうした中、大規模な緑のオープンスペースとして機能を早期に発現させるため、東京都は練馬区、土地所有者など、関係者間で令和2年6月に覚書を締結いたしました。その中で、「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の3つの機能を備えた練馬城址公園の早期実現を目指し、相互に連携をしながら取り組んでいくこととしてございます。

続きまして、段階的な公園整備のスケジュールと、具体的な進め方をイメージした資料となっております。

先ほど申し上げましたとおり、この公園の整備につきましては、覚書に基づき関係者間が相互に連携・協力し、段階的に公園整備を進めることとしてございます。全体的には、一番下の図をご覧いただきたいのですが、としまえんがあったエリアを中心に先行して整備していきます。そして、その中でも段階的な公園整備を展開していくこととしてございます。前回の審議会と同様に、整備の進め方のイメージとして、令和5年度、令和11年度、そして最終段階と大きく3つに区分した状況を示してございます。

まず、令和5年度を目標といたしまして、花のふれあいゾーン、エントランス交流ゾーン、川辺の散策ゾーンの一部において、公園として利用できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。この時期には、民間事業者によるスタジオツアー施設も開業予定となっております。相互に連携することにより、緑と水、防災拠点、にぎわいの場として機能するよう取り組んでまいります。

次に、真ん中下の図になります。令和11年度頃の図になります。こちらは、エントランス交流ゾーンや川辺の散策ゾーンをさらに拡張するとともに、石神井川南側の人々を繋ぎ歴史を伝える文化ゾーンの全域の開園を目指してまいります。この歴史を

伝える文化ゾーンにおきましては、公園整備の進捗に合わせて、11年度までに順次開園していくということを想定してございます。この11年度の時点では、計画区域の大部分が利用できるようになり、ほぼ概成したような状況となります。そして、右下の最終段階となります。民間事業者によるスタジオツアー施設の運営終了後には、にぎわいアクティビティゾーンを整備いたしまして、都立公園として開園するとともに、各ゾーンにおいても全てのエリアの整備が完了し、計画区域全体が公園として利用できるよう取り組んでまいります。

次に、段階的な公園整備につきまして、それぞれの段階の機能面についてご説明いたします。左側、令和5年度の状態でございます。先ほど申し上げましたとおり、Aの花のふれあいゾーン、Bのエントランス交流ゾーン、Cの川辺の散策ゾーンの3つのゾーンをこの段階で開園し、広がりのある緑の空間、川に親しむ散策路、人々が集い交流を生む広場空間などを確保し、公園としての機能を発揮させます。公園のエントランス機能や交流機能、石神井川沿いの歩行動線の確保に加えて、水と緑のネットワークの強化、あるいは、防災拠点として周辺からの避難動線を踏まえたものとなっております。

あわせて、隣接するスタジオツアー施設におきましても、緑の空間の確保、広場の一般開放、避難空間の確保、防災の備蓄、なども取り組まれ、都立公園と一体的に機能を発現し、相乗的な効果が期待されるようなものとなっております。また防災面からは、令和5年度までの工事期間中も含めまして、東西南北からの避難できる出入口、あるいは、避難空間を確保してまいります。また、石神井川南側のこの時点では開園していない部分になってございますが、こちらについても工作物等の撤去を順次進めまして、避難場所としての機能を確保していくとともに、災害時には避難入り口を開放できるよう対応してまいります。

続いて右側、令和11年度における機能でございます。先ほどの令和5年度に続いて、石神井川南側のDのゾーンは大部分が開園した状態となっております。豊島園の開設の歴史を伝える場や開放的な草地広場、水遊びのできる空間、こういったものが整備されるとともに、災害時の避難場所としての機能が大きく拡充いたします。また、エントランス交流ゾーン、川辺の散策ゾーンについても拡張し、公園全体としての機能を拡充してまいります。この後、スタジオツアー施設の運営終了後には、その部分は都立公園としての整備が入り、全体的な完成をするということになってございます。

以上で、中間のまとめについての説明は以上となります。

続いて、整備計画の審議スケジュールにつきましてもご提案申し上げたいと思います。本日のご審議を踏まえ、ご了承いただけるようでしたら、1月下旬頃、28日頃を目途にしておりますが、そこから1か月間程度の都民意見の募集、いわゆる、パブリックコメントを実施したいと考えてございます。その後、パブリックコメントを踏まえまして、本年5月に当審議会において答申を受ける予定としていきたいと考えてございます。私からの説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○高梨会長 ありがとうございます。ただいまの説明にありましたように、今日は中間のまとめについてご審議いただき、その後、パブコメにかけるということでございますので、中間のまとめにつきまして、委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。どうぞ挙手いただければ、指名させていただきます。

佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 1点、意見ですが、テーマにあります社会の変化に応えながら創りあげる公園と、4ページのテーマ。私は令和11年ぐらいに、スタジオツアー以外のところの計画をおおよそ作っていくということですので、せいぜい10年以内には一度見直しというのですか、そういうステップが必要なのかなと思いました。現段階の条件で作ったこの答申案、中間まとめは、私は異論はありませんが、1つは例えば防災上の問題では、水害で言えば石神井川は下流の城北中央公園に大規模な地下調節池を作っています。今進んでいるのは、バイパスを作って環七の調節池、トンネルのすごいのがありまして、そこへ持っていくという工事をしています。ですから、水害対策はかなり進んでいると思うのですが、気象条件が変わってきていますので、万が一、現状ができた後に大雨があつて、まだ調節池が必要だという場合は、ここは非常に適地でして、真ん中に石神井川が通っていて、両脇が空き地がある、空き地というか空地なので、特に曲がっていますから、調節機能を持たせるには十分なところなので、そういう必要性も出てくるかもしれません。1点目としては防災上、特に30年以内に大地震、首都直下型が起こるのではないかとされていますけれども、そういう意味でも、この社会の変化、特に防災上はそういう変化を踏まえる必要があるもので、10年ぐ

らいたって、もう一度、柔軟な見直しができるようなことが必要なのかなと思っています。

もう1つは、社会の変化の中で、今はコロナ禍ですけれども、社会のニーズも刻々と変化していますので、現状で応えられる機能は今回計画できますが、10年後は果たしてどうなるかと、いろんなニーズが出てくるかもしれません。例えば、スポーツニーズが高まれば、何かスポーツ施設も必要かなとか、そういうことにも応えるためには、10年ぐらいで一度見直しの機会ができるといいのかなと思います。ここは民間の土地ですので、最終的には買収していかなければいけない。そういう場合に、どう財政的に応えられるのかと、今は非常に財政が厳しくなっていますので、そういうことも踏まえながら考えると、やはり10年、15年ぐらい先、今回は30年先のことまで構想していますが、今の段階ではいいですが、やはり30年先は非常に不透明なところがありますので、10年ぐらいでもう一度チェックをして、このテーマにあります社会の変化に応えながら創りあげていくというテーマをしっかりとキープしていく必要があるのではないかと思います。以上、意見でございます。

○高梨会長 ありがとうございます。都立公園の整備については、事業評価など行っているのだと思いますが、そのあたりはどのような取組を行っているのでしょうか。

○坂下計画課長 公園事業の中でも、公共事業として長期間にわたる場合には、事業評価を実施しておりまして、その中でチェックするという事は行っています。

○高梨会長 そのような事業評価の中で、佐野委員がおっしゃったような計画のテーマに関わるような状況の変化や、そのようなことも踏まえた上での評価を行っているということによろしいのでしょうか。

○坂下計画課長 事業評価について申し上げますと、公共事業は長期間にわたるものもございまして、そのときの状況を見ながら、コストを踏まえた上で、ベネフィットとの関係から必要性がどうかという議論をしていくものでございます。それにより見直しが必要となれば、そこから改めて計画面も含めて再検討する場合もございまして、佐野委員からご発言ありましたので申し上げますと、今のコロナ禍もそうですが、このような広い公園を整備していくのに当たりましては、数年から10年単位の時間がかかることになると思います。そのときには都民のニーズも様々に変わっていくと思いますので、それらもきちんと確認しながら、公園整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

よろしいですか、佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。ほかの委員の方でご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤馨委員 整備計画という大きな中ではすごくささいなことですが、気になったことが1つあります。今ある防災井戸はDゾーンの際にありますが、令和11年にオープンするまでは、どのようにその周りが使われるのかということ、今あるDゾーンの施設を壊していくというのはまったくそのとお리だと思のですが、この間現地を見せていただいたときに、プールのところに着替をする大きな体育館のような建物があったのですが、災害のときにすごく役立つようなものが。いずれ壊すにしても、順番というか、そういうのももちろん検討されるのかと思ったのですが、どうですか。この整備計画とはあまり関係ないのですが。やはり壊し方も、いつ何かあっても活用できるような、そのような計画は今なされているのでしょうか、教えてください。

○高梨会長 事務局のほうから説明をお願いします。

○坂下計画課長 まず防災井戸の件でございますが、こちらは地元練馬区が指定し、豊島園と協定を結んでいるというものになってございます。こちらにつきましては、公園工事の整備状況や公園整備後においても、同様の機能が確保できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。プール跡地の取扱いというものでございますが、こちらは現在、西武鉄道の所有地でございますので、具体的にその建物をどう生かすかというのは、なかなか申し上げることはできませんが、東京都といたしましては、公園の整備をしていく、地域の防災性を確保するという観点から、できるだけ工作物や倒壊が懸念されるものは、できるだけ早い段階で撤去いたしまして、オープンスペースとなる公共のエリアを早い段階で確保できるように、今後、土地所有者とも協議を進めていきたいと考えてございます。

○斎藤馨委員 ありがとうございます。

○高梨会長 よろしいですか。それでは、ほかの委員の方でご発言ございますか。現地視察も含めて、今まで各委員の方からいろいろな観点からご意見をいただいて、それを踏まえて、今日は中間のまとめ案が提出されておりますので、いろいろな意見

が反映された形にはなっているとは思いますが、不明瞭な点や、もっとこうしたほうがよいということもございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○下村副会長 よろしいでしょうか。

○高梨会長 どうぞ。

○下村副会長 13 ページのノーテーションの問題です。Dゾーンは、令和 11 年までに順次開園をしていって、11 年から全域がオープンするという書き方になっていると思いますが、例えば、Bゾーンは、令和 5 年に部分開園して、11 年の段階で全面ではなく、最終的な段階のところで、日本庭園も含めて全面的に開園するという形になるにも関わらず、スケジュールの概略図では令和 5 年から実線になっています。都民にこれをお見せしたときには、どの段階でどこが開園しているかというのが、とても気になられると思うのですが、この書き方だと、BゾーンとDゾーンの書き方が違うので、混乱しないかなというのが気になりました。Dゾーンが、いつどこが開園できるのかが、今の段階では不明なので書きにくいということは分かるのですが、その辺り、どうですかね。Bゾーンは、R 5 年から順次開園するわけですが、そういう書き方をしなくてよいのでしょうか。

○高梨会長 そうですね、Dゾーンは、順次開園区域を拡大するという考え方でやっていることですので、上の表のところ、令和 5 年度に開園とするとこの全域が開園するということになり、下の図の表ではアンバランスというか、齟齬を来しているのではないかという趣旨ですか。

○下村副会長 Dゾーンで部分的に開園する時期がはっきりすれば、そこから示すのが都民にとっては一番よいと思うのですが、そこが恐らく今の段階では書きにくいので、このような書き方になっていると思うのですが。ノーテーションの仕方が違ってきているので、混乱が生じないかということが気になっています。

○高梨会長 ありがとうございます。Dゾーンが逐次開園ということになっていますが、11 年以降も整備を進めていかなければいけないゾーンが残りますということですので、開園した後も必要に応じて整備工事を実施するというのを、うまく表現できるのではないかと思います。そのような取扱いで工夫をするということで、下村副会長いかがですか。

○下村副会長 公開したときに都民が混乱しなければよくて、どの時点から使えるようになるのかという最短が書かれているのが、都民にとっては重要だと思います。ノ

ーテーションが混乱しないように書くということが第一ですし、可能であれば、一番最初に開園できる時期というのをはっきりさせたほうがいいと思います。

○高梨会長 開園できるという時期は令和5年度を予定しているということですが、下には開園とは書いていなくて、民間事業者のスタジオツアー時期というのがあるものですから、それとの関係で、開園している図面なのかどうかというのが理解しにくい図面になっていると、そういう趣旨として受け取ってよろしいのでしょうか。

○下村副会長 一番気になっているのはDです。この書き方だと恐らく令和7年か8年ぐらいからオープンするのだと思うのですが。

○高梨会長 逐次開園というところをもう少し明確にしたほうがよいのではという趣旨ですか。

○下村副会長 そうですね。どこから使えるかということが都民にとって一番重要だと思うので、その辺りに何か工夫ができないかなということですね。

○高梨会長 そういうことですか。事務局で検討する中では、Dゾーンについて逐次開園とは、どのような段取りを想定して、このような表現にしているか、説明していただければと思います。

○坂下計画課長 下村副会長からご指摘いただいた内容は理解いたしました。

このような表現にさせていただいたのは、Dゾーンが比較的広いエリアでございまして、様々な工作物も多くあるということから、現時点の検討の中では、どのエリアから順序よく整備するかというのは、今後の詳細の調査の中で、考えていきたいと思ったところがございます。そういった中でも、これだけの広いDゾーンというエリアですので、できるだけ早く都民に開放し、利用できる部分を併せて検討していきたいということから、なかなか判断しづらい部分もございまして、最終的に大部分が利用できる令和11年度のを、目指すような形で示させていただきました。ご指摘がございましたので、その辺の順次開園の考え方を補足説明や注書きを考えさせていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○下村副会長 はい。検討していただければ結構ですので、混乱しないようにノーテーションがある程度合えばいいのかなと。場合によると、順次開園というのを、何か独自のノーテーションにして、その辺りから開園は進むのですよということが伝わればよいのかと思います。



○高梨会長 ありがとうございます。前回、私が少し指摘をさせていただいたのですが、構造物の撤去をしていかなければいけないという中で、このエリアが工事用道路の確保が難しいエリアでありますので、そういったことから、現場に入って工程計画を立てていく中で、初めて見えてくるのではないかとという受け止め方をしていたものですから、事務局もこの部分がいつ開園ということを言いにくいような、そういう現場条件を踏まえて、このような書き方にしたということと私は受け止めてございます。

ほかのところも逐次開園、面積を増やしていくようなところもございますので、そういうことも含めて最終のまとめ、中間のまとめとして、検討をしてどうまとめるかということについては、考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○下村副会長 はい、よろしくお願ひします。

○高梨会長 ありがとうございます。

今日は五十嵐委員がご欠席ですが、代わりに舟久保事業調整官が代理で出席いただいております。どうぞ、舟久保さん。

○舟久保公園緑地事業調整官 ありがとうございます。本日初めて参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。下村副会長がおっしゃったことに、私も同じようなことを思っ見ていてまして、それに少しプラスするようなお話なのですが、委員長が取りまとめられて、表現を考えられるということなのでそれでよろしいかと思ひますが、やはり見たときに、Aゾーンについては令和5年の段階で恐らく全面、あるいは、概成開園なのかなと見えます。一方、B、Cゾーンについては順次開園、これからしていくのかなと思ひます。Dゾーンについては、書き方は難しいと思ひますが、会長が取りまとめられたとおり、分かりやすいように書いていただいたらよいということです。その中で、令和5年度と令和11年度が特に取り上げられておりますが、これが次14ページでは、5年度と11年度を取り上げたというのが何となく分かります。端的に言えば、令和5年度は当初の開園であり、11年度はD地区が大きく開園するということだということですが、なぜ、その5年度と11年度を取り上げたのかということが、13ページの段階ではよく分からない。14ページにおいて細かい記述が書かれており、この5年度と11年度を特に表したのかということ、13ページの本文、

あるいは、図のところに簡単にでも書くとこれをご覧になる都民の方が理解しやすいのではないかと思いました。

以上です。

○高梨会長 ご指摘ありがとうございます。この年度設定の考え方について、説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○坂下計画課長 段階的な整備での年度の設定の取り上げ方ですが、令和5年というのは、まさに、この都市計画練馬区城址公園を最初に開園させるタイミングとして取り上げさせていただきました。また、令和11年度につきましては、半分程度が都立公園のエリアとなっております。民間事業者と連携する区域も合わせますと、この都市計画練馬区城址公園のほぼ全域にわたって都民の多くの方が利用できる段階、これを目指したいと考えてございまして、この2つのポイントから設定させていただきました。舟久保委員からのご指摘もありましたが、一部、誤解を招くというか分かりづらいところがございますので、その取り上げた年度の考え方を、分かる形にさせていただければと思います。

○高梨会長 当初開園というのを令和5年度、過半を開園するという名目でそれから5年間を置きたい。そんな感じで受け止めたほうがよい、ということでございますので、財政的な面からもこのような設定をしているという部分もあるかと思いますが、都民目線で最初から使える時期、過半が使えるようになる時期、最終的に全面が使えるような時期、こういうようなことで、この年度を設定しているということでございますので、その辺を丁寧に補足するように考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにご意見、ございますか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 計画の内容について異議はないのですが、パブリックコメントに当たるということで、確認をさせていただきたいです。テーマに、多様な主体と連携して創りあげる公園と示されていますが、この多様な主体と連携してという読み取りなのですが、都民参画をしながら、そういったプロセスを経ながら整備をする、あるいは運営するというふうにも読み取れるのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか

○高梨会長 テーマのところですね。4ページですね。多様な主体と連携して、社会の変化に応えながら創りあげる公園ということの考え方を再度確認したいということですので、事務局から説明をお願いします。

○坂下計画課長 こちらにつきましては、公園を創っていく中では、これまでもやってきている取組ではございますが、この公園の管理運営、整備、維持管理、現段階でどの部分に具体的に入れるというところは今後の検討になりますが、広く様々な方々、個人だけにとどまらず、NPOや、企業と一体のもの、地域などの団体、広い方々がこの公園に関わっていただく、それがよりよくなる公園だと考えてございますので、そのような意味で、ここでは多様な主体という形での表現とさせていただきました。

○高梨会長 金子委員、どうですか。

○金子委員 ありがとうございます。今回の提示される資料の中には、そういったことがあまり明確に書かれておりません。今の話ですと、一般論として、そういった形で進めていくと理解します。整備の中で、施設ごとにそういったことを取り入れる部分と、そうでない部分があるのか、ということも想定して質問させていただきました。

○高梨会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。よろしいですか。首を縦に振っていただいている委員が多いようでございますので、それでは、いろいろなご指摘をいただきましたが、この辺で中間まとめについて審議を終了したいと思います。

本日、幾つかご指摘がございまして、特に段階的な整備に関わるのところについては、都民が誤解を招くようなことのないように、表現を工夫するというところでございますので、事務局で検討いただきまして、公表する中間まとめの確認につきましては、私のほうに一任いただければありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、本日いただいたご意見を反映した中間のまとめにつきましては、私が確認しまして確定させていただくことにいたします。ご協力ありがとうございます。

それでは、今後の都民への意見募集の予定などにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○坂下計画課長 先ほどご指摘いただいた点につきまして、会長のご確認を取った上で、1月下旬からパブリックコメントを実施させていただきたいと思います。実施の際には、改めて審議会の委員の皆様にもご連絡差し上げたいと思います。その後、パブリック意見を踏まえまして、さらに整備計画の内容を検討させていただきまして、改めて5月にご審議いただきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高梨会長 ただいまの都民意見の募集につきまして、何かご質問がございましたら、よろしいですか。

それでは、説明をいただきました段取りで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○園尾管理課長 ありがとうございます。

高梨会長、そして、委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。